

反論陳述書

平成25年4月24日

(陳述者)

田嶋 清一



被告学校法人茶屋四郎次郎記念学園から提出された下記の四つの書面の記載事項について、平成24年12月19日に同被告から私に返還されたパソコン内に保存されていた WN 子氏と私との間でやりとりされたメールのデータ（甲第83号証の1～13）と、 P メンタルクリニックから東京地方裁判所に平成25年3月13日に送付された WN 子氏の診療録（甲第82号証）等に基づき、事実に相違する点を指摘した上で、下記のとおり反論をいたします。

- 1 作成者 WN 子氏とする平成24年3月10日付けの東京福祉大学学長及び担当者宛の書面（乙第4号証）
- 2 平成24年4月12日付けの被告準備書面（1）の第3
- 3 作成者 WN 子氏とする平成24年4月23日付けの「セクハラ・アカハラ被害に関する質問（回答）書」と題する書面（乙第7号証）
- 4 平成24年5月21日付けの被告準備書面（2）の第1

記

第1 上記の四つの書面に記載されている、私の WN 子氏（以下「W 氏」といいます。）に対するセクハラ・パワハラ行為があったという被告の主張は、今までに私が何度も申し上げてきたように、私はそんなことはやっていない、事実無根である。被告の主張は、悪意のある歪曲であり、捏造である、と改めて申し上げる。

- 1 「原告が W に対して、本格的にセクハラ行為を始めたのは、 W が大学院2年生の初め頃からであった」（被告準備書面（2）の1頁）とあるが、その W 氏が大学院2年生の初め頃という時期は平成20年4月からということである。それは中島元理事長が平成20年1月21日に強制わいせつ事件で逮捕され、学内が大変な緊張に包まれていた時期であり、また、私が東京福祉大学

のグループ校である東京福祉保育専門学校の校長を引き受けた時期である。その時期は、大学と専門学校において、セクハラ被害が、当該強制わいせつ事件で6件（5人）立件された時期であり、またそれ以外にも被害がなかったかどうかを調べる調査が行われ、また新たなセクハラ等委員会が立ち上げられるなどして、教職員も学生も皆ピリピリしていた時期である。

- 2 その時期に、被告が主張するように「本格的にセクハラ行為を始めた」という人物がいたとすれば、それは言語道断であり、教職員や学生に対する裏切りであり、そういう人物に対しては、是非とも厳罰を下していただきたいと思う。
- 3 しかし、逆に、私が主張するように、「そんなことはやっていない、事実無根である」とすると、被告の主張は、悪意のある歪曲であり、組織ぐるみの犯罪とでも言うべき、解雇理由の捏造であることになる。「組織ぐるみ」とは、原告準備書面（3）（平成24年8月21日付け）の2頁以降、および手島氏への反論陳述書（平成24年10月5日付け）の7頁において示したように、いまだに大学に対して厳然たる影響力をもつ中島元理事長の指示のもと、松原学長（当時）、手島心理学部長、来住事務局長（当時）、唐木田総務課長（当時）らが共に私に対する解雇理由の捏造に参加しているということである。
- 4 なぜそんな解雇理由の捏造をしたかと言えば、原告準備書面（3）（平成24年8月21日付け）（17頁）で示したように、「元理事長が原告に対して『（妻）■■■（サンシャイン学園理事長）と（長男）■■■（同学園理事）に（原告が働きかけて）同学園の経営を諦めさせなければ、（原告を大学から）解雇する』と繰り返し働きかけたが、原告がこれに応じなかつたことから元理事長が原告の雇止めを強行した」のが、解雇の真の理由であるが、平成24年1月25日に私が大学を相手に解雇無効確認の訴訟を起こしたため、それに対する対抗措置が必要となり、しかし解雇の真の理由を持ち出すわけにはいかないので、大学側が急遽、解雇理由を捏造する必要に迫られたからである。
- 5 実質、中島元理事長の指示で動いている大学側は、平成24年3月16日付で「懲戒解雇処分とする旨決定した」との通知書を唐突に私に送付し、私に研究室への立ち入り禁止し、研究室のパソコンを押収したのであった。（パソコン本体は大学からの借り物であるが、中味の貴重なデータは私のものである。データを返して欲しいとの私からの再三の請求にもかかわらず、返却はなかつ

たが、裁判所での和解手続における私からの返却要請を受けて、ようやく平成24年12月19日にパソコンごと返却がなされた。) しかし、懲戒解雇処分の決定までに、当事者である私からの事情聴取は一切行われず、中島元理事長の取り巻きである古手の教職員（松原達哉学長、来往事務局長ら）による持ち回りの議事録署名によって懲戒委員会が成立したとしているばかりである。

6 現在の社会情勢の中では、あらゆる組織で、セクハラ・パワハラ防止対策の意識が高まり、セクハラ・パワハラ問題への慎重な対処が行われている。その昨今において、「セクハラ・アカハラ被害」に関して、当事者（原告である私）からの事情聴取も一切なく、第三者を交えた慎重な審議も行わずに（取り巻きによる持ち回りの議事録署名のみで）、一方的な結論（懲戒解雇処分）を出す大学がある、などとは聞いたことがない。ましてや雇止めによる解雇無効確認の訴訟を起こしている原告の私に対する対抗上、「原告がセクハラ・アカハラをやった」と組織ぐるみで捏造して、無実である原告の私を犯罪者に仕立て上げようとしている、こんな決定を行う大学があつていいはずはない。

第2 被告の主張と原告の主張と、どちらが真実であるのかを厳正に判断していただきたい。

すなわち、頭書の4つの書面（乙第4号証、同7号証、被告準備書面（1）、同（2）によって主張されている被告の主張（「私・田嶋からセクハラ・アカハラ被害に遭ったことにより、P T S Dになり、P メンタルクリニックに、W 氏が大学院修士課程1年次の平成19年6月23日以降通わざるを得なくなった」との主張）と、それに対する原告である私の主張（「W 氏の大学院修士課程1年次6月頃におけるP T S D様症状は、それ以前の2度の性犯罪被害によるP T S Dが継続したものである」との主張）と、どちらが真実であるのかを厳正に判断していただきたい。

このための判断の材料を提供するために、以下に詳しく事実関係を指摘させていただいく。

1 W 氏に対する東京福祉大学総務課による「セクハラ・アカハラ被害に関する質問（回答）書」（乙第7号証）の1頁には、以下の5個の質問がある。

「1 田嶋からセクハラ・アカハラ被害に遭ったことにより、通院していた

病院はどこですか。また、何科を受診されていましたか。」

「2 当時の症状についてご回答ください。また、診断名などがあれば、その点についてもご回答願います。」

「3 上記1について、通院していた時期、期間をご回答ください。」

「4 上記1以外に、田嶋によるセクハラ・アカハラ被害を理由として何等かのカウンセリングを受けたことはありますか。」

「5 今回、田嶋によるセクハラ・アカハラ被害を訴えようと決意した経緯をご回答ください。」

そして、上記書面には、これらの質問に対して以下の回答がW氏からなされた旨の記載がされている。

質問1に対するW氏の肉筆による回答は、「Pメンタルクリニック」「心療内」科であり、

質問2に対するW氏の肉筆による回答は、「不眠・過覚醒・動悸・強い不安感・自己否定感・自殺したいと思うほどの抑うつ・食欲不振・他の人から孤立しているという感覚・フラッシュバックなど。診断名については、私が専門家の卵であったことから、主治医は改めて言うことはありませんでしたが、主治医も私もPTSDという見解でした」であり、

質問3に対するW氏の肉筆による回答は、平成「19」年「6」月から平成「21」年「2」月までであった、とある。

質問4に対するW氏の回答は、「ない」にチェック。

質問5に対するW氏のワープロ作成文書による回答の内、とりわけ看過できない部分は「大学院入学時から、田嶋氏の授業中に私ばかりを標的にすることは始まっていました。つまり、私は丸2年間、被害を受け続けました。病院への通院記録が大学院1年の6月からであることがその証拠です。」の箇所である。

2 被告準備書面（2）では、W氏が私からセクハラ・アカハラ被害に遭ったことにより、PTSDになり、Pメンタルクリニックに、W氏が大学院修士課程1年次の平成19年6月23日以降通わざるを得なくなったという、上記1の「セクハラ・アカハラ被害に関する質問（回答）書」（乙第7号証）と同趣旨の主張がなされている。

すなわち、被告準備書面（2）には、「1、原告がWに対して、本格的にセクハラ行為を始めたのは、Wが大学院2年生の初め頃からであったが、大学院入学時から、原告が授業中にWばかりを標的にする行為は既に始まっていた。従って、Wは、まる2年間に亘って（下線は私・田嶋）原告からセクハラ・アカハラの被害を受け続けたのである。2、そのため（下線は私・田嶋）、Wは、大学院1年の6月（平成19年6月）から同21年2月まで、心療内科の病院（Pメンタルクリニック）に通院するようになった（乙第8号証）。症状は、下記のとおりである。記 不眠・過覚醒・動悸・強い不安感・自己否定感・自殺したいと思うほどの抑うつ・食欲不振・他の人から孤立しているという感覚・フラッシュバック・PTSD」と記載されている。

3 しかしながら、上記の二つの書面における共通の主張である「私・田嶋からのセクハラ・アカハラ被害に遭ったことによって、W氏がPTSDになり、そのため、Pメンタルクリニックに、大学院修士課程1年次の平成19年6月23日以降、通わざるを得なくなった」との主張が事実に反すること（つまり、大学院に入ってから約2カ月余りで田嶋によるセクハラ・アカハラによってW氏がPTSDになった、との主張は虚偽であること）は、PメンタルクリニックのW氏のカルテ（甲第82号証）を見れば明らかである。

(1) すなわち、カルテに綴られている平成19年6月23日付けのW氏作成の診察申込書（甲82・p4）には、

- ・「今他の医療機関にかかっていますか？また、お薬を飲んでいますか。」の質問に対して、「はい」にチェックがあり（甲82・p7にQクリニック通院中、希死念慮+、とある）、薬品名の回答欄に、「マイスリー、バキシル、デパス、ヒルナミン」などの記載あり、
- ・「今までに医療機関に入院・通院したことはありますか」の質問に対して、「はい」にチェックがあり、自筆で病名欄に「PTSD」「13」歳頃から「23」歳頃までと記載しているのである。

(2) また、カルテの家族歴の欄（甲82・p5）には、「両親には相談できない、4才、13才トラウマ的出来事あり（内容語らず）、相談しても何もしてくれなかった」と記録されている。

カルテの同じ頁の現病歴の欄には、「20才時一度カウンセリングを受けた

事あり、P T S Dと言われた トロウマ的出来事 4才時、13才時（内容語れず）、「処方薬をまとめ飲みする事多々あり、1日44T～63Tくらい。希死念慮というよりは眠りたかったと話す、抑うつ状態ひどく順天堂大学病院紹介され3日通院、処方依存と言われ、入院もすすめられたが、先生と合わず Q クリニックへ戻る」と記載されている。

そして、カルテの同頁の精神科通院歴の欄には、「21才～ Q クリニック、P T S D、不眠」と記載されている。

そして、カルテの精神所見の「観念」の欄（甲82・p7）には、「希死念 + Q クリニック通院中」とあり、診断欄（甲82・p9）には、「P T S D?→D（うつ病）（心因性）」と記載されている。

(3) さらに、カルテの最初の頁の傷病名（甲82・2頁）欄には、

開始「19年6月23日」終了「20年3月8日」

うつ病、不眠症、統合失調症

開始「20年4月28日」終了「21年5月1日」

うつ病、P T S D 外傷後ストレス障害

開始「20年6月23日」終了「21年5月21日」

不眠症

開始「20年8月8日」終了「21年5月1日」

統合失調症

開始「21年11月20日」終了「22年3月17日」

うつ病、不眠症

と記載されている。

(4) この他に、W 氏が作成して P 医師宛に平成19年6月29日に提出した文書（甲82・11頁）には、「家族に対し、積み重なった恨みや憎しみが湧き出ている。」「家に居ると精神状態が悪くなる」との記載がある。

また、この文書では、W 氏の P 医師に対する「修士論文は、やはり被害者支援にしないほうがいいでしょうか？今なら変更できます」との問い合わせが記載されているとともに、「先生の『臨床心理士はあなたがやりたいこととは違うかもしれないね』という言葉や『当事者で支援することもできるんじゃないの？（先生がこう言ったわけではありませんが、私にはそう聞こえた）』な

どなことが、日を追うごとに心に染みています。」との記載もある。

4 以上の W 氏のカルテの記載から確認されることは、W 氏の P T S D の病歴は古く、本人の記載によれば、13才ごろから23才ごろまで継続し、そして平成19年6月時点まで続いていたものであり、決して大学院に入ってから私・田嶋との関わりによって、新たに生じたものでないということである。

したがって、前記第2の1の W 氏の「セクハラ・アカハラ被害に関する質問（回答）書」乙第7号証）の回答は、故意に自分の過去からその当時まで継続していた P T S D の病歴を隠蔽したものなのである。

5 そして、被告による「田嶋からセクハラ・アカハラ被害に遭ったことによって、W が P T S D になり、そのため（下線田嶋）、P メンタルクリニックに、大学院修士課程1年次の平成19年6月23日以降、通わざるを得なくなった、との主張」が事実に反することは、以下の事実の経過からも確認されることである。この事実経過は、平成24年12月19日に私に返還された私が使用していたパソコン内に保存されていた WN 子氏と私との以下に指摘するメールのやりとり記録と私の記憶によるものである。

(1) 被告は「大学院入学時から、原告が授業中に W ばかりを標的にする行為は既に始まっていた」と主張している。しかし、大学院入学時から、授業中に自分ばかりを標的にしていじめる教員にわざわざ自分の修士論文の指導を求める大学院生などあろうはずがない。

W 氏は、私の授業を聞く中で、私の考え方に対する興味を持ち、何名もいる教員の中で、私を選んで、私に平成19年6月13日に、修士論文の相談のアポイントを入れたい旨のメールを送ってきたのである（甲第83号証の1）。

このメールに対して、私は、その翌日に「6・21（木）12時半頃～どうぞ」との返信メール（甲第83号証の2）を W 氏に宛て送信したのである。

(2) そして W 氏は、平成19年6月21日に、実際に私の研究室を訪ねてきて、修士論文のための面談を私と行った。その際、W 氏は、被害者研究に関する修士論文を書きたいと話しながら、W 氏自身の過去の性的被害経験について私に語ってくれたのである。

その内容の一部分は私の記憶に基づき原告準備書面（2）（平成24年6月25日付け・4頁）において言及されているところであるが、W 氏は中学時

代を含めて二度の性犯罪被害の経験があり、そのため地元の高校には通えず、遠方の高校に通ったこと、犯罪被害に際して必ずしも親が守ってくれなかつたこと、親からお前にも悪いとこがあったんじゃないのと言われて親を含めて他人への不信・嫌悪感を深めたことなどを W 氏は私に語ったのである。そして、W 氏は、大学（ V 大学）の学部時代にすでに通院し薬を処方され服薬していた精神科において、今の症状は過去の性犯罪被害による P T S D であるとの診断を受けていたこと（甲 3 2 号証の 1 にも示した）、また不眠やイライラのために学部を休学した経験があること、そのため被告の大学院入学後も不眠や情緒不安定は続いていることなどを私に話してくれたのであった。

また、 W 氏が、被告の大学院に入学する以前に、犯罪被害者研究で有名な小西聖子教授に学ぶため武藏野女子大の修士課程を複数回受験したが、筆記試験は毎回通るもの最後の面接で、毎回落ちてしまつたことも私は W 氏から聞いている。その理由は、 W 氏自身が性犯罪被害者であることが（彼女の言葉を借りれば）「ばれてしまったため」である。そのため、 W 氏の気持ちの中では、性犯罪被害者であることは、隠しておかねばならないことになり、むしろ支援者にならねば、と背伸びをして焦っているように見えたのであった。

そして、同年 6 月 21 日のその日の夜に、 W 氏からお礼の返信メールが私宛に届いた（甲第 8 3 号証の 3 ）。そのメールでは、「またご相談にのつていただきたいのですがいかがでしょうか？」と私に信頼と期待を寄せている姿勢がうかがえるのである。

(3) しかし、その後、 W 氏が 2 回続けて私の担当する授業を休んだので、私は平成 19 年 6 月 29 日に「 W さん今日もお休みでしたが、大丈夫ですか？コンディションを崩さぬように気をつけてください。田嶋清一」（甲第 8 3 号証の 4 ）というメールを W 氏宛に出している。この当時は、私は、 W 氏に、カルテに記載があるような多数回の過量服薬があることを私は知らなかつた。

上記の 6 月 29 日の私のメールに対して、翌日 6 月 30 日に W 氏から「ご心配してくださり、本当にありがとうございます。」のメール（甲第 8 3 号証の 5 ）の返信があり、 W 氏は、その中で芥川龍之介の『蜜柑』という短編を、よかつたらお読みいただきたい」「私が今まで読んだ小説の中で、群を抜いて一番好きな小説です。」と記載している。

私は、上記の W 氏の6月30日のメールを受けて、その芥川龍之介の短編を読み、平成19年7月7日に「W さん 『蜜柑』読みました。はっとする温かみのある話ですね。まだ授業はでられませんか。 田嶋」のメール（甲第83号証の6）を送信した。

それに対して W 氏は、7月11日に「田嶋先生 『蜜柑』読んで下さったんですか。ありがとうございます。嬉しいです。…」の返信（甲第83号証の7）をくれている。

(4) 以上が、平成19年の夏休み前までの、私と W 氏のメールのやり取りである。このメールのやり取りを見る限り、被告による「田嶋からセクハラ・アカハラ被害に遭ったことによって、W がPTSDになり、そのため（下線田嶋）、P メンタルクリニックに、大学院修士課程1年次の平成19年6月23日以降、通わざるを得なくなった」との主張は成り立ちはしない無理な主張であることが確認していただけるはずである。

私が W 氏に対するセクハラ・アカハラの加害者であるなら、W 氏がその加害者に対して、自分が一番好きな小説「蜜柑」を読んでほしい、とは言わないはずであり、私の7月7日の「…『蜜柑』読みました。…」のメールに対して、W 氏が7月11日に「田嶋先生 『蜜柑』読んで下さったんですか。ありがとうございます。嬉しいです。…」の返信をくれることもあり得ないからである。

6 その後、平成19年7月の夏休みに差し掛かる頃であったが、W 氏が自分で修士論文のテーマを絞り込み、私に、性的犯罪被害者事例研究を修士論文としてやりたいと言ってきた際に、私は W 氏がまだ自分の性的犯罪被害による PTSD を克服していない現状ではそのテーマはかえって自分の症状を悪化させる可能性があると判断し、その旨を W 氏に伝えたところ、W 氏が掌を返したように私に対して怒りっぽく攻撃的になり、もともと W 氏にあったであろう二面性が表面化してきたことがあった。

PTSD の特徴として、過去の苦傷を刺激された場合には、過度に感情的になり、相手に敵意を剥き出しにすることがあると指摘されている。 W 氏も、私が修士論文のテーマについて「今はそれをやる時期ではない」と W 氏の意に沿わない対応をしたことが、恐らく、過去の小西聖子教授に武藏野女子大大

学院修士課程の入試面接で複数回拒否されたこと（古傷）と重なり、過度に感情的になり、一定の距離を置いていてもなお、私に対し、攻撃的、敵対的態度を取るようになり、その対応がその後に継続するようになったと考えられる。

7 平成19年の夏休み以降も、それ以前ほど頻繁ではないが私とW氏のメールのやり取りは続いている（甲第83号証の8～15）。

そして、それらのメールと私とW氏とのやりとりの内容からしても、W氏が私からセクハラ・アカハラの被害を受けたというようなことをうかがうことはできない。

平成19年度の秋学期になって、W氏の修士論文の主指導は、私ではなく松原達哉教授が行うことになった。そのため、私はW氏から一定の距離を取ることができたのだが、その後もメールのやり取りは続けていた。

つまり、平成19年12月11日にW氏は私に修士論文の報告をしたいとメール（甲第83号証の9）にて連絡をよこし、これに対して私はW氏のために時間をとることができると返信（甲第83号証の10）している。

平成20年2月18日には、W氏が私に対してメールを送信し、W氏の修士論文のために私の授業の中で「質問紙（によるアンケート）を取らせていただきたい」（甲第83号証の12）との依頼があった。

これに対して私は、平成20年2月22日に「残念ですが、こんどの春期には学部の授業を持ちません。秋期には持ります。また、修士論文のこと以外でも相談に来てください。田嶋」（甲第83号証の13）と返信している。

それに対してW氏は、平成20年2月23日に「…『修士論文のこと以外でも相談に来てください』という、暖かいお言葉、ありがとうございます。お言葉に甘えてしまいますが、修士論文の件で、一度、副査になっていただいている田嶋先生にご相談したいと思っています。…お時間をいただけるときはありませんでしょうか？…」とのメール（甲第83号証の14）を私にくれたことから、私は同日に「構想発表会のあとにでも声をかけてください。アポを入れますから。」（甲第83号証の15）と返信をしている。

8 平成20年度の春学期になってから、W氏が授業中に不安定になり、カッと怒る傾向が目立つようになった。この頃、私は、W氏が過剰服薬をしていて、院生室内でふらつくことがあるのを他の院生から聞いて知っていた。

(1) そして、平成20年度の春学期の授業中に、W氏が私に対しても他の院生の言葉に対しても過剰に反応して怒りっぽく攻撃的な対応をしていたため、私がW氏に対して「臨床心理士になろうとしている人が、なぜそんなにブンブン怒っているの?」と言ったことがあった。そのW氏の怒りは具体的なものではなく、もっと根深い気分的なものであり、それが過剰服薬によって余計に自分をコントロールできなくなっているようであった。

また、この頃、W氏が相変わらず体調が悪く授業をたびたび休むことを心配して、私は平成20年5月15日に「Wさん お元気ですか。お休みが多いこと、など、心配しています。修士論文は進んでいますか。いちおう副査でもあるので、たまには様子をお知らせください。」(甲第23号証の16)との内容のメールを出している。

(2) この私が送信した平成20年5月15日付けのメールに関連して、W氏はW氏の作成文書(乙第4号証2頁)で、「田嶋先生から、ときどき、「お元気ですか?心配しています。たまには様子を知らせに来てください」というメールが来っていました。2年に入ってから、意味のわからないメールなので、いい加減こちらも嫌になり、返信しませんでした。すると、翌週、声をかけられました。2008年5月21日(水)のことです。その日に田嶋先生の研究室で話した内容を記します。」と記載している。

このW氏の供述について、事実と異なる点について以下に指摘したい。

まずW氏は「ときどき」と書いているが、上記7の平成20年2月18日のWによる「アンケート依頼」に始まる同年2月中の私との2往復のメール(甲第83号証の12~15)のやり取り以来、この平成20年5月15日の私が送信したメールは久し振りである。ゆえに、私がW氏に「ときどき」メールを送信していたものではない。

次に、「意味のわからないメールなので、いい加減こちらも嫌になり、返信しませんでした。」とあるが、「意味のわからないメール」にしているのは、W氏が私のメールの内容の重要なポイントを故意にカットして供述しているからである。

第1の重要なポイントとは、W氏がカットした「お休みが多いこと」である。お休みが多い、とは、5月15日の段階で授業の欠席が2回以上あったで

あろうことを言う（1回では多いとは言わない）。東京福祉大学では欠席が3分の1を超えると単位は与えられない。実際にPメンタルクリニックのW氏のカルテの20年11月19日の記載（甲82・20頁）に（欠席日数が限界に達したため）「学校は出席日数が1日も休めないのでがんばって行っている」との記載があるように、W氏にとっては欠席日数が多いことは大学院一年年のとき以来の重要なポイントである。

第2の重要なポイントとは、「修士論文は進んでいますか。いちおう副査でもあるので、たまには様子をお知らせください。」との内容の私のメールの文言中の「修士論文は進んでいますか。いちおう副査でもあるので、」をカットしていることである。しかも、W氏は、私のメールの原文にはない「来て」を勝手に追加して、「たまには様子を知らせに来てください」にしている。私はメールによる連絡でもよいかどうW氏の修士論文の進み具合を知りたかったのであり、W氏に対して「来い」とは言っていないのである。そして、W氏は修士論文については1年生のとき以来継続して悩んでおり、私は主指導を離れたとはいえ、平成19年の12月（甲第83号証の9）にも平成20年の2月（甲第83号証の12）にもWから修士論文についての相談を受けていて、平成20年2月23日には「修士論文の件で、一度、副査になっていただいている田嶋先生にご相談したいと思っていることがあります。…お時間をいただけるときはありませんでしょうか？」とのメール（甲第83号証の14）を受け取っているのである。

このような経過からして、私がW氏の修士論文の進み具合を心配するのはごく自然な流れである。しかし、そのような経過を踏まえて私がW氏に平成20年5月15日に送信した「Wさん お元気ですか。お休みが多いこと、など、心配しています。修士論文は進んでいますか。いちおう副査でもあるので、たまには様子をお知らせください。」（甲第23号証の16）とのメールの原文から、「お休みが多いこと」、「修士論文」および「副査」の語をカットして、私がW氏に「たまには様子を知らせに来てください」と「意味のわからないメール」を送信したとするW氏の供述は悪意のある改ざんと言わざるを得ない。

9 W氏は、W氏の作成文書（乙第4号証2頁の【授業に関して】の第2段

落）で、私が（平成20年の）」「9月に入ってからは、『ケースのレジュメなんていらない』と言い出し、ケース検討の際に作成するレジュメの書き方すら学ぶことができずに卒業となりそうで、とても不安です。」と書いているが、この供述も事実の隠蔽と歪曲である。

まず、事実の隠蔽とは、ケース検討の際に作成するレジュメの書き方は、他の教員が2学年のはじめ（4月）に院生たちに十分に教えているのであり、院生たちはレジュメの書き方の段取りについては習熟していた事實を故意に述べていないことである。W氏にはレジュメの書き方を学ぶ機会が十分に与えられていたのである。

その上で、私は、他の教員と話し合い、院生たちが（しばしばそうであるように）レジュメに頼り過ぎることがないようにするために、著名な精神科医である神田橋條治の著書「精神療法面接のコツ」の中から3頁にわたる部分を抜粋し（同書213頁～216頁）（甲第83号証）、それをコピーして院生たちに配布した上で（もちろんW氏にもコピーは配布した）、神田橋の言う「レジュメなしの、語り言葉だけのケース・カンファレンスをなさってください」（214頁の右から12～13行目）の意味を説明したのである。院生たちは、とかく自分がケース発表をする順番が回ってくると前の晩の遅くまでレジュメをつくり、本番では疲れ果てていて、そのレジュメを単に読み上げるだけのケース発表があるので、そうではなく、ケースについて自分が最も関心をもっている部分について、レジュメなしで語り言葉で伝える練習が必要です、と私が指導したのである。それをW氏のように、私が単に「ケースのレジュメなんていらない」と言った、として矮小化するのは、事実の歪曲でしかない。

10 さらに、W氏は、W氏の作成文書（乙第4号証3頁）で、私の研究室内で話した内容として、私に言い寄られ、断ったら脅されて、ストーカーもされたという趣旨の事実無根の供述を捏造しているので、以下に反論を述べる。

(1) W氏は、上記の文書の3～4頁のすべてにわたって、悪意のある虚偽に満ちた供述をしているが、まず、3頁で、私がW氏に「僕に愛情はないの？」と繰り返したずねて言い寄ったとしているが、私がそんなことをW氏に言ったことは一度もない。私は、院生たちに平等に愛情を注いでいるが、院生から

愛情をもらおうと思ったことはない。

また、W 氏は、私が「僕なら、あなたが傷付きやすくて、自分の身を守れないところを、守ってあげられるよ」と W 氏に言ったと述べているが、私はそのような発言も一度も行っていない。そもそも、私は、カウンセリングの授業で、ふだん院生たちに、自分が傷付きやすいならば、自分の傷付きやすさの背景を研究して、その傷付きやすさを自分で回復できることが肝要であり、その回復のプロセスをクライエントに少しずつ伝えることがカウンセリングなのだ、と教えている。よって、私が「守ってあげられるよ」などと、そんなふやけたことを言うはずがない。

(2) 第2の8で前述したように、W 氏が過剰服薬をして院生室内でふらついていたこと、および、そのせいもあり、授業中に不安定になり、カッと怒る傾向が目立つ状況にあったことは、教員である私には放置できないものであった。そのため、私は、W 氏を自分の研究室に呼んで、W 氏の不安定な精神状態の背景について、尋ねたことはあった。また、そのとき時間がなかったので、別の日に携帯電話で、その件について1回だけ（夜中ではなく昼間に）W 氏と話をしたことはあった。

しかし、W 氏の作成文書（乙第4号証3頁）で、W が言っているように、私が W 氏に「携帯の番号を教えて！」と迫ったことはない。なぜなら、院生の携帯電話番号は当時、院生の座席配置図と共に、院生と教員の間で共有されていたからである。教員にとっては、院生各自に内部実習の指導のために携帯電話に連絡する必要があったからである。

さらに、W 氏の作成文書（乙第4号証4頁）で、W が言っているような、私が W 氏に「こうやって時々電話したり、たまには二人で会って話がしたい」などと言ったこともない。ましてや私が「卒業をしたかったら俺の言うことを聞け」と脅したこともない。そして、私が W 氏に対して本庄駅で3m後ろに立つなどしてストーカーをしたなどの記載については、W 氏自身が「気のせいかもしれません」などと述べているように、まさに当時の W 自身の精神状態を示すものであり、妄想であると言わざるを得ない。私が W 氏に対するストーカー行為をしたことは断じてないのである。

ただし、私は、W 氏に対して、授業の中の W の不安定さと未成熟さと現

実吟味力の乏しさについては、必要なだけの指摘はした。しかし、この指導は将来カウンセラーになろうとしている他の院生たちにそうしたのと同様に行つたものであり、W 氏を特別扱いしたものではない。

1.1 以上の点に加えて、W 氏の作成文書（乙第4号証4頁の最後から4行目）の「田嶋先生からの執拗な攻撃により、今は精神科に通っています」との点が虚偽であることは、W 氏のカルテ（甲第82号証）に記録されている W 氏の病歴と当時の病状から明らかのことである。この当時の W 氏の根深い症状は、十数年前からのP T S Dに由来するものであることは、既に第2の3で指摘したとおりである。

これに加えて、平成20年の春学期当時の W 氏の状態については、P メンタルクリニックのカルテ（甲第82号証）に記載があるので、それを以下の5回の診療日にわたって見ていく。

(1) まず、カルテの平成20年6月23日の記載（甲82・17頁）に
「具合が悪くなった。6月はじめ、父が喉頭ガンになった。…私が相談していた教授が昨年度は私のことを心配してくれたのだと思っていたが、だんだん様子がおかしくなってきた。もともとメールが意味もなくきたり、授業中特に声をかけてきたりして…『卒業したかったら私のカウンセリングを受けるように』とおどしたり、『俺に愛情はないのか』という…」
とある。

次に、カルテの平成20年7月04日の記載（甲82・18頁）に
「…教授の授業態度は明らかに変わって優しい対応に変わった。優しくて誰にでも声をかける先生を演じ、私の被害妄想においこもうとしている。…」
とある。

また、カルテの平成20年8月08日の記載（甲82・19頁）に
「…その授業に出ていた学生も他人の攻撃をするのがあたりまえ（心理学と称して）という異様な集団と私にはみえてしまい、学生もこわい…」
とある。

そして、カルテの平成20年8月29日の記載（甲82・20頁）に
「そのセクハラ教授はその後の授業であてつけに『修論なんかテキトーにやればいいんだよ』といっている」

とある。

さらに、カルテの平成21年11月20日の記載（甲82・22日）に「臨床心理士の一次試験には受かった。二次試験は11／28（日）教授の手下からいやがらせのTELが「CPのtest受けるな」と

とある。

以上のW氏のPメンタルクリニックの医師の4回の診療における発言については事実と異なることが述べられているので、以下にそれについて指摘する。

(2) まず、6月23日の記載に「もともとメールが意味もなくきたり」とあるが、私から意味もなくメールがきたというなら一通でもそれを示して頂きたい。

また「授業中特に声をかけてきたりして」というが、私が授業中に特に声をかけたのは、W氏の授業態度がとりわけ不安定で怒りっぽく、院生同士のディスカッションに参加できず、それが目に余ったからである。修士課程2年生は来年には社会に出て、スクールカウンセラーなどとして臨床の現場に立たねばならない。それなのに、自身の精神状態も自己管理できない未熟さでは困る、とは心理の教員共通の思いである。

院生の中にはクライエントと区別がつかないような、つまり治療者の側にはまだまだ立てないような院生たちもいるのではあるが、卒業までに少しでも社会の役に立つ（臨床の現場のお荷物にならない）人材として育てようとしている。実は修士課程の卒業生が臨床の現場で使い物にならない、という声をあちこちの現場から聞くことが少なくないのである。

(3) 7月04日の記載に「…教授の授業態度は明らかに変わって優しい対応に変わった。優しくて誰にでも声をかける先生を演じ、私の（ママ）被害妄想においこもうとしている。…」とある。

しかし、優しさを演じて相手を被害妄想に追い込むなどありえない。これこそ、W氏の被害妄想ではないか。私の授業態度は一貫していて、しかも院生たちから正当に高く評価されていたことは、在学生6名が書いてくれた授業評価（甲34の1～6）及び卒業生11名が書いてくれた授業評価（甲35の1～11）が示す通りである。これは私の授業のエッセンスを彼らが十分に把握してくれていたことを示している。

(4) 8月08日の記載に「…その授業に出ている学生も他人の攻撃をするのがあたりまえ（心理学と称して）という異様な集団と私にはみえてしまい、学生もこわい…」とある。

しかし、これは決して「他人の攻撃をするのがあたりまえ」という授業をやっていたのではなく、誰もが人前で本音を言うのは難しいが、お互いに少しずつ自己開示をして、本当はどう感じていて、どうしたいのかを正直に伝え合う練習としてグループワークの授業をしているのである。従って、時には相手とぶつかってしまうこともあるが、上手に気持ちを伝え、その局面を切り抜けようとするのである。これは将来カウンセラーとしてコミュニケーションのプロになるうえで大切なことである。ゆえに、このような練習が怖くてほとんどできず、同級生たちに「異様な集団」というレッテルを貼るしかない所がW氏の不安定な未成熟な所であると言えよう。

(5) 8月29日の記載に「そのセクハラ教授はその後の授業であてつけに『修論なんかテキトーにやればいいんだよ』といっている」とある。

しかし、私は、いいかげんにやればいいという意味で「修論なんかテキトーにやればいいんだよ」と言ったことなどない。私が、修論に関して言おうとしたのは、多くの修士課程の2年生が修士論文を完成させる自信がないために、萎縮してしまい、修士論文に伸び伸び取り組めず、その枝葉末節にこだわって、そのテーマを自分の将来の臨床活動と結びつけて考えられなくなっていることを憂えたのであり、修論に押しつぶされるな、と言ったのである。

私の実際の授業および修士論文指導については、大学院案内2011で示されているように、W氏の同級生 TN（およびこの文章を掲載した当時の被告大学当局）によって、私のグループワークの授業及び修士論文指導を次のように高く評価されている。（甲33号証の4枚目）

「大学院では田嶋教授のグループワークの授業が印象に残っています。資料も何もない状態で、クラス全体が一つのグループを作り、いろいろなテーマに合わせて自分の気持ちを話したり、表現したりします。自分にとって良かったことも悪かったことも振り返らなくてはならないので、苦しいこともあります。でも、相手との関わりの中で、その場の雰囲気を味わいながら自分の感じたことに気づき、表現するという、臨床心理士にとって重要な技術を学ぶこと

ができました。それから修士論文の作成が楽しかったです。…当初は質的研究のみで（修士）論文を作成することに不安を感じていました。しかし、指導教授の田嶋教授から励ましや丁寧なアドバイスをいただき、…、今は、やってよかったと心から思います。…」

(6) 平成21年11月20日の記載（甲82・22日）に「臨床心理士の一次試験には受かった。二次試験は11／28（日）教授の手下からいやがらせのTELが「CPのtest受けるな」との記載も全く事実に相違する。この点については、被告の大学院において臨床心理士試験の合格率を上げる上で一次試験に受かった人は貴重であり、その合格者に対して教員がそのような発言をするはずはないのである。この点については、当時の担当教員の松坂専任講師から弁明のための反論陳述書（甲第80号証）の提出を受けている。

(7) 注目すべきは、平成20年の6月23日以降において、W氏に対して、しばしば、ヒルナミン、リスペラドール、リスペリドンなどの統合失調症にも用いられる薬剤が処方されていることである。6月23日の記載に「私が相談していた教授が…だんだん様子がおかしくなってきた。もともとメールが意味もなくきたり、授業中特に声をかけてきたりして…」とあるが、心身の様子がおかしくなってきたのは他でもないW氏自身ではないのか。そのことにPメンタルクリニックの主治医が気づき、それらの薬剤が処方されたものと思われる。

12 平成20年の春学期の終わりごろ、まだ授業が終わっていないのに、W氏が、怒りの表情でパンと席を立つことがあった。その後、私はW氏を私の研究室へ呼んで、「いったいどうしたのか？」と尋ねたが、はっきりしなかった。

しかし、研究室を出るとき、W氏が「どうして私だけなんですか？」と怒りの表情で言ったとき、私は啞然とし、彼女が過剰に性的ニュアンスでこの場面を受け止めていることに気づいた。

私は十数人の院生に平等に関心を払っているのであり、彼女に性的ニュアンスで接したことなどない。しかし、彼女には性的妄想とも言える過度に性的ニュアンスで異性との関係を受け止めてしまう傾向があることは、W氏の作成書面（乙第4号証）の4枚目の後半にも見られる。つまり「朝、本庄駅で、3m後ろくらいに田嶋先生がいらっしゃることが増えました」と言い、「気のせ

いかもしませんが…」と心の半分では迷いながらも、「駅で偶然会うことが、もし故意にされているのでしたら、ストーカーです。田嶋先生は犯罪者です」と性的妄想ないし作話に陥っている。その作成書面に記載されている「僕に愛情はないの?」、「二人で話しがしたい」も同じレベルの捏造である。過去、二度の性犯罪被害にあって深く傷つき過敏になっていることがこちらで分かっている彼女に対して、私がそのようなアプローチをすることは決してありえない。

第3　さて、最後に、W氏を指導する立場にある松原達哉学長（当時）の言動について不可解な点があるので、それを述べる。

- 1　日本臨床心理士会発行の「日本臨床心理士会 倫理ガイドライン」（平成21年3月31日発行）はハラスメントなどの問題への対処方針を示す、臨床心理士にとって最も基本的なよりどころである。それを以下に引用する。

第8条　相互啓発及び倫理違反への対応（54頁～55頁）

会員は、同じ専門家集団として資質の向上や倫理問題について相互啓発に努め、倫理違反に対しては、以下のとおり対応する（以下略）

- 1　臨床心理士として不適当と考えられるような臨床活動や言動に接した時には、当該会員に自覚を促すこと。

（1）同僚の非倫理的と思われる言動に対する対処

1) 熟慮

同僚の言動の非倫理性は、たいていの場合、それに接したときの違和感から知られるであろう。しかし、その違和感は必ずしも正しい判断に基づいているとは限らない。そこで、まずは、倫理綱領、倫理ガイドライン、専門的知識、倫理理論、慣行、文化的背景、未解決の個人的問題および自らの良心などに照らして慎重にその非倫理性を判断しなければならない。

2) 非公式の注意、助言

しかし、その非倫理性が確信されたとしても、いきなりそれを倫理委員会に申し立てることは、賢明ではない。その前に、非公式に接触して話し合いを通じて、その言動の非倫理性を確認したうえで同僚の自覚や注意を促すことが勧められる。その場合、同僚への人

格攻撃にならないように気をつけながら、同僚の行動から常識的に予想しうる対象者、公衆、本会、職業に対するリスクや否定的結果を理解してもらうように努力し、これを修正する措置を取るように勧めることが肝心である。

3) 公式の申し立て

それでも、聞き入れてくれず、非倫理的言動が改まりそうにない場合にはじめて、倫理委員会への申し立てが行動上の現実的オプションとして考慮されることになる。

2 上記の「日本臨床心理士会 倫理ガイドライン」によれば、「臨床心理士として不適当と考えられるような臨床活動や言動に接した時には、当該会員に自覚を促すこと」が必要である。そして「同僚の非倫理的と思われる言動に対する対処」としては、「慎重にその非倫理性を判断しなければならない。しかし、その非倫理性が確信されたとしても、いきなりそれを倫理委員会に申し立てることは、賢明ではない。その前に、非公式に接触して話し合いを通じて、その言動の非倫理性を確認したうえで同僚の自覚や注意を促すことが勧められる。その場合、同僚への人格攻撃にならないよう気をつけながら」行われねばならない、としている（傍点田嶋）。

3 しかし、松原達哉学長は、上記の傍点の部分を全て無視している。すなわち、松原が私の W 氏に対する言動が、当時、上記の倫理ガイドラインに抵触すると思ったのならば、なぜ当該会員である私に自覚を促すことをしなかったのであろうか。さらになぜ私に事情聴取を一切せずに、第三者を含めた慎重な審議も一切せずに、倫理委員会に相当する本学懲戒委員会に申し立て、自らが持ち回りである本学懲戒委員会に名を連ね、署名捺印したのであろうか。いきなりの懲戒解雇処分は人格攻撃の最たるものであり、私による大学に対する平成24年1月25日の訴訟への報復であることは明らかである。

中島元理事長の圧力のせいにすることは容易い。しかし、そうであるならば、松原達哉学長は、自らの学者としてのみならず、人間としての魂を売り渡したもの同然である。

以上